

## 新潟市中小企業特別融資における障がい者雇用推進のための利子補給金

### 提出書類一覧

※1～2 は借入件数分、3～8 は 1 部を提出（郵送、または窓口提出）すること。

	提出書類	備考
1	利子補給金交付申請書（別記様式第 1 号）	融資額によって様式が異なる（融資額 1 千万円未満用、融資額 1 千万円以上用の 2 種）。
2	利子支払証明書（別記様式第 2 号）	・金融機関による証明が必要。 ・融資額によって様式が異なる（融資額 1 千万円未満用、融資額 1 千万円以上用の 2 種）。
3	障がい者雇用状況計算書（別記様式第 3 号）	常用雇用労働者数によって様式が異なる（40.0 人未満用、40.0 人以上用の 2 種）
4	以下の書類のいずれかの写し 「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」	ハローワークが発行
5	勤務形態の確認できる書類の写し 「労働条件通知書」、「雇入通知書」等	常用雇用労働者数 <u>40.0 人未満</u> の企業は不要
6	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	更新日が最新のもの。有効期限が記載されている場合、期限が切れていないものを提出すること。
7	障害者職業センターが発行する「判定書」の写し	・重度知的障がい者で、療育手帳の障がいの程度が「A」の場合は不要。 ・常用雇用労働者数 <u>40.0 人未満</u> の企業は不要。 ・本人が所持していない場合は不要。
8	新潟市制度用納税証明書（市税に未納がない旨の証明）	新潟市財務部市民税課、各区区民生活課（中央区除く）、出張所で申請してください。

#### 【提出書類についての注意事項】

令和 6 年 3 月～令和 7 年 2 月の間に雇用している障がい者が退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しを必ず提出してください。